

大阪市告示第181号

鶴見橋三丁目地区土地区画整理事業の換地処分があつたので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定により公告する。

令和8年2月5日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 高橋 徹

（都市整備局市街地整備部区画整理課）